

# 大垣養老高等学校「生徒心得」

生徒は、常に大養生としての自覚と誇りをもって学業に励み、創立100年を超えた歴史と伝統をさらに高め、次世代に引き継ぐことができるように努めなければなりません。

この生徒心得は、上記の目標を達成するために、また充実した学校生活を送るために生活や行動の基準を示したものです。地域社会から愛され期待される人材になるべく、行動しましょう。

## 1. 校内生活

- (1) 朝のSHR開始5分前までに教室に入ること。本鈴の時刻（8時30分）に入室していない場合は遅刻とする。
- (2) 登校後、放課後までは無断で校外に出ないこと。
- (3) 特別用のない生徒は、速やかに帰宅すること。
- (4) 欠席・遅刻・忌引等は、保護者から『すぐーる』を利用して連絡をすること。遅刻した場合は、生徒指導室又は本館職員室で「遅刻届」を得てから教室に入ること。早退の場合はホームルーム担任・保護者に許可を得て「早退届」を得ること。
- (5) 異装が必要な場合は「異装届」を提出し許可を得ること。
- (6) 上履きは規定のスリッパを使用し、下履きの区別を厳守する。またアリーナでは体育館シューズを使用すること。
- (7) 携帯電話（スマートフォン）を所持する場合は、電源を切りカバンの中にしまい校内では使用しない。やむを得ず使用するときは事前に先生の許可を得ること。
- (8) 昼食は昼休みに原則教室内で取ること。
- (9) 多額の現金や不要物は持ち込まないこと。

## 2. 校外生活

- (1) 大養生としての誇りと自覚をもち、社会的規範を守り品位ある行動を取ること。
- (2) 交通法規・交通道徳を守り、自他の安全に配慮すること。
- (3) 次の事項に該当する場合、ホームルーム担任の了解を得て、生徒指導部へ申請・許可を得ること。
  - ・運転免許を取得する必要があるとき
  - ・アルバイトをする必要があるとき（1年生の前期まではアルバイト不可）

## 3. 身だしなみ

- (1) 身だしなみは、すべて清潔・清楚をむねとし、大養生としての品位を保つように努めること。
- (2) 登下校時及び校内では、本校指定の制服を着用すること。
- (3) 就職試験や面接試験に適應する身なりを心掛けること。
- (4) 全ての生徒は、Aタイプ・Bタイプのどちらでも選択することができる。

### ・Aタイプ

制服	冬服	ブレザー・指定長袖シャツ・スラックス・ネクタイ	指定の前ボタン、袖ボタン
	夏服	指定半袖シャツ・サマースラックス	長袖シャツも可

### ・Bタイプ

制服	冬服	ブレザー・指定長袖シャツ・スカート又はスラックス・リボン	スラックスを選択した場合ネクタイを着用
	夏服	指定半袖シャツ・サマースカートまたはスラックス	長袖シャツも可

・ Aタイプ、 Bタイプ共通（オプション含む）

下着	シャツの襟や裾から出ない、華美でないもの。
中衣	ニットベスト、ニットセーター（本校指定）を着用しても良い。
ベルト	柄や飾りのないものを着用する。
靴下	黒色または紺色、ワンポイント柄まで可。
ストッキング タイツ	無地で黒色、紺色またはベージュ色のものとする。 防寒用、不審者対策としてBタイプスラックス（通年着用可）を推奨。
靴	形・色ともに華美でないものとし、特に指定しない。
カバン	形・色ともに華美でないものとし、特に指定しない。 派手なものや高価なものは避け、通学の際に安全で機能的なものとする。
ポロシャツ	夏季のみポロシャツの着用を許可する。 登下校時・授業などでの着用を認めるが、入試や入社試験は制服を着用すること。（学校行事等、制服の着用の場合は事前に指示する。）
防寒具	手袋、マフラー等は登下校時の冬服着用期間のみとし、教室内では使用しない。 コートは、形・色ともに華美でなく、制服の上に着用しても違和感のないものとする。 風邪・その他、健康上の理由によって授業中に防寒着を着用したい場合は、担任・教科担当の先生に申し出て着用する。

#### 4. 自転車通学

- (1) 自転車での通学を希望する者は、年度当初に、自転車登録証・点検整備チェックカード（防犯登録カード）を提出すること。
- (2) 任意の自転車保険に必ず加入すること。
- (3) 許可された自転車には大垣養老高のステッカーを貼付すること。
- (4) 自転車は所定の場所に置き、鍵をかけ、整理整頓に努めること。
- (5) ヘルメットを着用すること。

#### 5. 改定手続き

- (1) 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し生徒心得（校則）の改定または一部廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要になったときはアンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、職員会議や学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、職員会議や学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得（校則）の改定または一部廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定に当たっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。